

平成25年度改訂  
印西市における  
補助金等の在り方

平成25年7月

印西市行政改革推進本部

# 目次

はじめに	2 頁
補助金等の整理合理化	3 頁
1 補助金等の交付の考え方	3 頁
2 補助金等の見直しの方向性	4 頁
3 積極的な情報公開	7 頁
4 補助金等支出の適正性等の評価	8 頁
5 補助金等交付基準	10 頁
別紙 1 補助金等調書	14 頁

## はじめに

印西市における補助金等の見直しについては、下記の経緯により補助金等の整理合理化を進めてきました。

- ・ 印西市補助金手当等検討委員会（平成 10 年 8 月。11 年 9 月指針答申）
- ・ 印西市における補助金等の見直し指針（平成 11 年 9 月）
- ・ 印西市における補助金等の在り方について（平成 20 年 7 月）
- ・ 補助金等の評価結果について  
（平成 21 年 3 月。補助金等評価委員会からの意見書）

補助金等の整理合理化を進めるべく、補助金交付事業の見直しを継続して実施し、公平で効果的な補助金の充実を図るとともに実効性の薄れている補助金等については、削減を実施していきます。

この指針は、市民に対する説明責任を果たし、補助金等交付事業のさらなる適正化を図るため、過去の指針等の考え方を踏襲し、印西市の補助金等の在り方を確認し、示すものです。

# 補助金等の整理合理化

## 1 補助金等の交付の考え方

### (1) 補助金等交付制度の見直し経緯

印西市における補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）の見直しについては、平成10年8月に「印西市補助金手当等検討委員会」を設置し検討を重ね、平成11年9月に「印西市における補助金等の見直し指針（以下、「平成11年指針」という。）」として答申されました。

この指針に基づき補助金等の整理合理化を進め、一定の成果を上げることができました。その後、平成11年指針の考え方を踏襲しつつ、当市における補助金等の在り方についての方向性を示し、補助金等交付事業の適正な執行及びその妥当性について評価するとともに、市民に対する説明責任を担保していくために、平成20年7月に「印西市における補助金等の在り方について（以下「補助金等の在り方」という。）」が策定されました。この補助金等の在り方に基づき、平成21年3月に印西市補助金等評価委員会から意見書を受け、補助金等の整理合理化について積極的に進めているところですが、今後もさらなる整理合理化の必要があるのが現状です。

なお、合併協定項目においては、以下のように取り決められています。

補助金、交付金等の取扱いについては、基本的に次のとおり取り扱うものとする。

なお、新市において、その目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実績等に配慮し、公益的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方についての検討を行うものとする。

- 1 1市2村で同一又は同種及び印西市独自の補助金、交付金等については、原則として印西市の制度を適用する。
- 2 2村独自の補助金、交付金等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において制度の調整又は他の制度への移行や廃止について調整する。

### (2) 補助金等交付制度の性質

補助金等は「市から民間等に交付される金銭的給付」であり、その性格は「反対給付を受けないもの」「交付を受けた相手が利益を得るもの」「交付された金額は使途が限定されているもの」であり、この相手に対して行う資金的支援を通して、市が目的とする政策実現に有効な手段の一つとして期待することができます。事業に対する補助が基本となりますが、当市の基本構想に掲げる「市民と行政がともに歩み健全で自立したまちをつくる」という観点からすると、団体等の運営等に対する支援の必要性も軽視することができないことから、対象事例に対し個々に判断を要することとし、補助金等交付の基本的な考え方を示します。

#### ○客観的要件

補助金等交付の客観的要件として、次の要件を満たしているものとします。

要件1 補助対象の事業に公益性と公平性及び住民需要があること。

要件2 補助対象の事業目的及び補助対象事業経費が明確であること。

要件3 補助対象の事業及び被交付団体が的確であること。

要件4 補助対象の事業成果とそれに伴う補助金等の支出に対して広く住民の支持を得られること。

### ○事業費補助の原則

補助金等は、本来、事業費を対象に交付するものです。市は、各被補助団体が事業計画を立案し、公益性が認められる事業目的の達成に向けて資金的な支援の必要性が認められたものに対して補助金等を交付するものです。補助金等の交付を受ける事業が適正か否かを判断するためには、補助金等の交付の対象になる経費を事業費に限定することで、補助の効果及び必要性を検証することができると考えられるからです。

しかしながら、事業費補助を基本としながらも、市民との協働、職員の削減、民間活用などの行政改革の施策の一助として、被補助団体の運営や活動に伴う二次的効果等により、市の施策を間接的に推進する場合も想定されるため、被補助団体の運営費補助についても行っていくことが必要です。もちろん、公益上の必要性はもとより、被補助団体の自立性や補助金等の使途、効果等について十分な検証を行ったうえで執行することは言うまでもありません。

### ○補助金等交付要綱等の整備

補助金等を交付するための根拠として、必ず補助金等交付要綱等を整備することとします。従来から、補助事業については、要綱等に基づくこととなっていますが、さらに徹底し、要綱等を市民に公表し、補助事業の公益性と公平性の確保につなげます。

補助金等交付要綱には、補助の目的、対象経費、補助額又は補助率等を明記し、印西市補助金等交付規則及びこの「平成25年度改訂 印西市における補助金等の在り方」に反することのないよう留意してください。

## 2 補助金等の見直しの方向性

### (1) 従来の見直し基準

#### (ア) 補助金等の交付目的の確認

- ①憲法第89条、地方自治法第232条の2に定められた公金支出の制限に反しないか確認すること。
- ②公的補助の客観性と妥当性があること。
- ③すでに目的が達成されていたり、目的自体が失われたりしている場合や社会環境の変化に伴い助成目的と現実にズレが生じている場合は、速やかに見直し・廃止の手続きをとること。
- ④団体維持や補助金等の確保のために補助目的をねじ曲げることのないよう注意すること。
- ⑤団体補助の補助期間は原則3年を限度とし、見直し審査を経て必要に応じて3年以内の延長を認める。

#### (イ) 補助金等交付における重複の整理

- ①同様の趣旨・目的で複数の団体に対し補助金等を交付している場合は、統廃合の上、統一化を図ること。
- ②被補助団体が相互にあるいは複数でそれぞれの事業費を、補助金、負担金等の名目で負担し合うことは補助目的が曖昧になることに加えて、補助金等の迂回になるので団体の統一又は補助金等の一本化を図ること。
- ③同一の被補助団体に対して別の形で複数の公的給付（委託・報償・現物支給あるいは職員労力の提供をいう。以下同じ。）がされている場合は、給付方法を整理すること。また、市の予算に団体に関連する事業費・旅費・負担金等が補助金等の他に計上されている場合は費用区分を明確に

すること。

(ウ) 被補助団体の財政状況を踏まえた検討

補助金等の交付は、活動事業費に対する補助が原則です。しかしながら、団体の活動により市の施策が間接的に推進可能と判断できるときは、運営費補助の検討も必要です。その際は、下記の検討を行います。

- ①被補助団体の総経費に占める補助金等の交付額の割合は、団体の目的・性質から判断して適正な範囲であること。
- ②市からの補助金等以外の財源（会費・負担金・その他の補助金等）が適正かつ公平に確保されていること。
- ③被補助団体に対する補助金等の交付を止めた場合、構成員の負担増はどれ位なのか十分に検討すること。
- ④団体の予算・決算に多額の繰越金・剰余金がある場合は削減の対象とすること。

(エ) 行政の守備範囲を再確認すること

- ①自助・互助・公助の原則に立って、市行政の中で住民にどれくらい貢献するのか。また、住民に対する具体的事業・対象範囲・効果はどの程度かを常に判定すること。
- ②長い間、補助事業内容を変更せず、漫然と補助金等を交付している場合は、住民や行政が求める具体的事業の有無を確認し、必要に応じて交付を止めること。
- ③行政・住民ニーズに基づかない団体活動補助金は、地方自治法に定められた補助禁止条項に抵触することを認識すること。

(オ) 長期補助金等への対応

その時々々のニーズに即した補助金等であるべきという視点からすると、開始時に想定されていた事業としての必要性が現時点においてもあるのか、現在のものさしで客観的に見直す必要があります。あわせて、補助金等において終期設定がなされていない場合、漫然とした支出につながり既得権化を助長しているとも考えられることから、是正を図ることが必要があります。

○見直しの基準

- ・事業目的が達成されているものや、社会情勢の変化により事業効果が薄れているものは速やかに廃止する。
- ・今後、新規で補助事業を創設する場合、あわせて終期を設定する。
- ・既存事業についても、原則として3年程度の終期を設定する。期限の到来は補助事業の自動的な終了を意味するものではないが、ゼロベースから見直す機会とし、延長する場合は市民に対し、その必要性を十分に説明する責任がある。

(カ) 固定化された被補助団体に対する補助への対応

補助金等の交付先をみると、特定された被補助団体に固定して交付しているものが多く見受けられます。補助の公平性という基本的な視点から見て問題がないか、個別に検証する必要があります。

○見直しの基準

- ・市民の目線から当該被補助団体への補助の必要性を検証する。
- ・団体が行う一事業に対して、複数の所管課が公的給付を行っている場合は、整理統合する。

#### (キ) 積算基準等の見直し

これまでに補助金額や単価を一度も見直したことがない補助金等及び定額の補助金等については、補助基準の明確化の観点から見直しの必要があります。

##### ○見直しの基準

- ・積算基準等を一度も見直したことがない、又は見直しから相当期間が経過している補助金等については、ゼロベースから積算基準及び金額の妥当性を検証する。
- ・補助基準の明確化の観点から、定額ありきとなっている補助金等については、補助対象経費を明確にする。

#### (ク) 少額の補助金等の取り扱い

1件当たりの補助額が小さいもの。事業規模に対して補助額が特に小さく効果が見えにくいものや、長期にわたって交付されるものなど、漫然と支出されているものも想定されます。しかし、少額であっても必要性や有効性が高いケースもあり一律に論じることはできません。

##### ○見直しの基準

- ・額の多少ではなく、補助の必要性・有効性から個別に検証すること。
- ・毎年の補助額を上回って、翌年度に繰越金が発生している団体などへの交付は、繰越内容も確認しながら廃止を検討すべきである。

#### (ケ) 再補助の取り扱い

一部には、補助金等の交付先からさらに再交付していく形態を取っているものがあります。一義的には直接補助が基本であり、これら再補助は補助基準の不透明化にもつながりやすいことから、直接補助に切り替えられないかを検討することとします。

しかし、再補助システムは実情に精通した被補助団体を通じ補助金等を交付することにより、市及び再補助を受ける団体の双方にとって事務の負担軽減が図れるといったメリットもあるため、影響等についても考慮する必要があります。

##### ○見直しの基準

- ・直接補助に切り替えられないか、個別に影響も含めて総合的な判断を行う。その結果、再補助を継続する場合は、再補助基準及びチェックシステムを確立することが必要である。

#### (コ) 補助金等交付根拠の見直し

平成11年指針においても、団体に対する補助金等については、必ず要綱等を定めるものとし、制定に当たっては印西市補助金等交付規則及び平成11年指針に反することのないように注意することとしています。

そこで、補助金等の交付根拠となっている規則や要綱等について、次の視点からも見直す必要があります。

##### ○見直しの視点

- ・補助金等交付基準、補助金等の交付額の具体的な算定方法を定める
- ・補助金等の交付額の算定方法や対象となる経費を定めていないケースが多く見受けられる。そのため、経費の内訳が不明瞭なものや、事業実施に必要な費目かどうか判断しがたい経費が支出に

含まれている場合がある。補助対象経費等の算出方法等を要綱に明記する。

- ・補助事業の成果、補助効果の確保
- ・成果と補助金等交付額との評価や費用対効果の観点から補助事業の成果、効果を測定し市民への公開に努める必要がある。
- ・成果目標や実績を明確にした上で、市へ報告するものとする
- ・交付申請書や実績報告書の様式に「成果目標」や「実績」の項目を追加し、把握する必要がある。
- ・補助金等申請や実績報告の簡略化

補助金等申請や実績報告の電子化等、被補助団体の手続きを簡便にできる方策の検討も必要である。

#### (サ) 補助率の見直し

補助金等はその根拠に基づき、義務的な補助と任意的な補助に大別されるが、当市においては、その多くが任意的な補助に当たります。また、補助とは、あくまでも自主的に公益的な事業を行うことに対する行政からの支援であるという考え方を改めて明確にする必要があります、基本的な補助率は補助対象経費の1/2以内を原則とします。

しかしながら、政策的な理由等から1/2を超える補助が必要となる場合には、特に市民に対してその妥当性を十分説明すべきであります。

また、団体の育成や保護目的、市の施策達成のための補完的な活動に対する補助金等も想定されますが、それらについての補助率は適宜判断する必要があります。

#### (シ) 新たな補助金等の制度の活用

既存の補助金等について見直しを進めるとともに、時代の変化を踏まえ新たな行政需要に的確かつ柔軟に対応するための補助金等制度のあり方をそれぞれの事業分野において検討する必要があります。

### (2) 追加する見直し基準（合併後の補助金等交付制度の検証）

合併後の補助金等交付事務について、検証する必要があります。合併協定項目にもあるように、目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実績等に配慮し、公益的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方についての検討を行います。

1市2村で同一又は同種及び印西市独自の補助金等については、原則として印西市の制度を適用することとなっており、また、2村独自の補助金等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において制度の調整又は他の制度への移行や廃止について調整することになっていました。合併後の状況を踏まえて、目的、効果を総合的に判断し、整理等合理化を進めなければなりません。

## 3 積極的な情報公開

具体的に補助金等の見直しを進めていくに当たっては、費用対効果が低くなったものや役割が薄れたものを適宜見直す一方で、新たに必要性が生じたものは柔軟に取り入れることにより、常に市民のニーズに適したものとしていかなければなりません。

市民によるチェック機能を確保するためには、分かりやすい情報公開に努めることが不可欠です。補助金等の交付先及び見直しの状況についても公開し、市民が個別の補助金等の見直し状況を把握できるようにする必要があります。

また、予算編成時においても補助金等の交付状況を公表することで、市民にとっても透明性の高い

補助金等の制度となることを目指します。さらに、被補助団体においても、情報公開が適切に行われることで公金による支援を受けていることの自覚や緊張感が生まれ、より高い補助効果が得られることが期待できます。

#### 4 補助金等支出の適正性等の評価

補助金等は、地方自治法第232条の2において、公益上必要がある場合に交付できるものとし、地域における公益的目的を達成する事業等について、その「活動を支援する」制度であり、経費には税金が充てられています。そのようなことから、補助金等交付の妥当性を検証する必要があります。

しかしながら、補助金等が補助対象事業を実施する上で、どのような必要性があり、どのような効果をあげているのかといった、補助金等自体の評価を行うことは困難であるため、補助対象事業の必要性や効果等の検証を行うことによって、補助金等交付の適正性や妥当性を評価することとします。

評価を行う上で、3頁記載の客観的要件に合致していることが前提となりますが、次の視点から評価を行い、今後の方向性等を示すこととします。

##### (1) 補助事業の位置付けの判断

実施する事業が、市にとってどのような位置付けとなるのかを3つの視点から評価します。

①必要性の判断…交付当初の市民ニーズ又は行政需要が現在も存在するかを評価します。

1	交付開始時以上に市民ニーズ、行政需要が拡大している。
2	交付開始時とニーズ、需要は変わっていない。
3	交付開始時と比較してニーズ、需要が減少している。

②将来性の判断…補助事業を進めていく上で、その事業効果の程度について評価します。

1	事業を続けることによって更なる効果の拡大が期待できる。
2	事業を続けてもその効果は現状と変わらない。
3	事業を続けてもその効果は減少するか、もしくは得られない。

③目的の重要度…補助事業が市の施策とどのような関わりがあるのかについて評価します。

1	目的が市の施策達成に大きな役割を果たすもの
2	目的が市の施策達成にある程度の役割を果たすもの
3	目的が市の施策とは関連が薄いもの
4	目的が市の施策とは関連が全くないもの

##### (2) 補助金支出の適正性の判断

事業の実施による効果について、補助金支出の適正性を3つの視点から評価します。

①目的達成度…補助事業の目的達成度を評価する(終期の設定との関わり)。

1	目的は達成しているが、更に拡大する余地がある。
2	目的は達成していないが、達成する見込みはある。
3	目的は達成し終えている。

②効果の範囲…補助事業が市民に対してどの程度の行政効果を生むのかを評価する。

1	効果はかなり広範囲の市民に行き渡るもの
2	効果は適度に市民に及ぶもの
3	効果が特定の個人や団体に限られるもの

③効果の期待…補助事業内容の適正性を評価する

1	事業の実施に伴いその効果が期待できる。
2	事業を実施するがその効果は現状と変わらない。
3	事業を実施するがその効果が上がることが期待できない。
4	社会情勢の変化に伴いその効果が薄れている。

### (3) その他の評価

個々の視点から、補助金の支出が妥当であるかを検証します。

① 経費的な観点からの評価

1	会計処理及び使途が適切である。
2	決算において繰越金・余剰金が補助金等額を超えていない。
3	他市の同種、同類の補助金等と比較して補助率や金額が突出していない。
4	形式的、習慣的な補助ではなく、補助対象事業の内容等が明確であり、補助金等の使途が曖昧ではない。

②形態的な観点からの評価

1	同一目的、類似事業がなく、整理統合することが適切ではない。
2	補助制度以外の方式に切り替えることが困難なもの。
3	市の直接経費として計上することが適切ではない。

### (4) 団体運営費補助金等については上記の評価のほか次の評価も行うものとします。

団体運営費補助金等については、上記の視点に加えて団体の運営等に関する視点からも評価することとします。団体は一般的に会員等が自らの意志で自主的に結成されたものであり、公費である補助金等を交付するのは、その団体を存続させるためのみが本来の交付目的ではなく、その団体が市の施策の達成に寄与する事業や公益性が見出せる事業を実施する場合に、その事業費に対して交付すべき性質であることが基本にあると考えられます。

しかしながら、無形文化財の継承等団体の存続自体が市の施策に合致している場合や団体の育成により二次的効果が期待できるものもあり、個々に判断を要することとなります。

1	団体等が事業効果の向上に努力している。
2	交際費、慶弔費、懇親会等の飲食代に対して交付していない。
3	直接事業に係わらない視察旅行（慰労的）に対して交付していない。
4	団体経費の大半が運営費ではない。
5	決算額に対して会議費等の割合が高くない。
6	会費を徴収している等、自主財源の確保に努めている。
7	自主運営に移行する努力を行っている。

これらの評価の基準により補助金等を、①拡大して継続、②現状維持で継続、③縮小して継続、④整理統合、⑤廃止のいずれかに判定し、今後の方向性を示すこととします。

## 5 補助金等交付基準

補助金等を交付するにあたっては、以下に掲げる「印西市補助金等交付基準」に基づき補助事業の執行を行うこととします。

### 【印西市補助金等交付基準】

(目的)

第1 この基準は、印西市が補助金等交付事業の執行にあたり、必要性及び妥当性を確保することによって補助金等の適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この基準における補助金等とは、原則として市が団体や個人等が行う特定の事業に対して、公益上必要があると認められた場合、その事業の実施に当たり行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、反対給付を求めることなく金銭的給付を行うものである。

(判断基準)

第3 補助金等の交付に際して、以下の項目を総合的に勘案して適否を判断することとする。

#### 1 基本的事項

(1) 補助金等の交付は、客観的に公益上必要であると認められる場合であり、具体的には以下に該当するものとする。

- ア 住民自治の向上につながるもの
- イ 環境対策に寄与するもの
- ウ 少子高齢化社会への対策に寄与するもの
- エ 市民の福祉、健康の増進が図れるもの
- オ 産業や観光の発展に寄与するもの
- カ 市民の教育、文化、スポーツ振興に寄与するもの
- キ 国際交流に寄与するもの
- ク 市民の安全で安心な生活に寄与するもの
- ケ 良好な生活環境の発展に寄与するもの
- コ 市民とのパートナーシップの構築が図れるもの
- サ 市民のボランティア活動を誘発するもの
- シ その他市長が認めるもの

(2) 効果が広く市民に行き渡り、特定の者の利益とならないこと。

(3) 行政と市民との協働化社会の構築に向けた役割分担の中で、真に補助すべき内容であること。

(4) 補助対象団体等の会計処理が適切であり、補助金等の使途が明確であること。

(5) 補助の対象となる経費を明確にすること。この場合、交際費や懇親会等公益的事業に直接関係しない経費については対象としないこと。

(6) 補助金等の交付に際し補助金等交付要綱等の根拠となる定めがない場合は、補助金等交付要綱を必ず整備することとする。

(7) 補助金等交付要綱等を整備する場合、原則終期の設定をすることとする。

## 2 補助金等の区分別留意事項

### (1) 団体運営補助金

特定事業の助成及び団体育成を目的に公益上必要と認められる場合に交付するもの

#### ①市の施策補完型

市の施策を補完するために活動する団体に対して交付するもの

- ・支援する期間を設定する。
- ・団体の役割及び補助金の算出根拠を明確にする。
- ・団体の収支状況により補助金支出の適否を十分留意する。

#### ②団体育成型

団体が自立するまでの間、支援するもの

- ・補助する終期を設定する。
- ・団体の収支状況により補助金支出の適否を十分留意する。
- ・団体の自立を促すため、団体の運営に対して積極的な指導助言をする。

### (2) 事業振興等奨励補助金

団体の行っている事業を奨励し、それらの活動や事業が広く住民に普及し役立っている場合に交付するもの

①補助金等の額を単価により算出するものは、単価の積算根拠を明確にする。

②人件費を対象とする補助は、その必要性を明確にする（積算内容含む）。

③補助率を定めずに一定額をもっての交付はしないこと。

### (3) 保護目的補助金

稀少価値のあるものや文化財あるいは環境・自然等を保護・育成・保存するためのもの

①ただ単に団体の存続のみの交付とならないこと。

### (4) 事務事業委託的補助金等

事実上、対価や成果を行政が期待するもの

①事業の廃止を含め、民間委託化など他の手法、他の支出方法の検討を行い、その上で妥当性を明確にする。

②人件費を対象とする補助は、その必要性を明確にすること（積算内容含む）。

### (5) その他奨励事業補助

区分しにくい奨励的な事業に交付するもの

#### ①建設的事業補助金等

- ・団体等が行う施設の建設、修繕、整備等に関する事業に対する補助金等
- ・支出に当たっては1件ごとの個別審査とする。
- ・建設後の運営については、原則行わないこと。

#### ②市民等の借入金にかかる利子等に対する補助

- ・市民等自身の負担も考慮した利子補給率とすること。
- ・常に市民等の利便性の向上につながるよう配慮すること。

(その他留意点)

第4 前述した観点のほか、次に規定する項目にも留意することとする。

(1) 補助率を定めるものについては、市民との協働の観点から補助率は原則として2分の1を超えない範囲とする。ただし、2分の1を超える場合は、その必要性を明確にすること。

(2) 補助金等の額を単価により算出する場合は、その積算根拠を明確にすること。

- (3) 第7に掲げる補助金等助成対象経費の考え方による、対象経費の考え方以外の取り扱いをする場合は、その必要性を明確にすること。
- (4) 事業振興等奨励補助金以外についても、補助率及び単価等を定めずに一定額をもって補助することは原則しないこと。一定額補助を行う場合は、その必要性を明確にすること。
- (5) 事業費の不足を単に補てんするためだけの交付は行わないこと。

(効果等の評価)

第5 補助金等の効果、使途の適正性、事業内容等の評価は、毎年度行うこととする。

(情報の公開)

第6 補助金等の交付状況や見直し状況等について、その内容を積極的に公表するものとする。

第7 第4(3)における、補助金等助成対象経費の考え方

#### 1. 会議費

- (1) 会議(総会、役員会、理事会等)費において補助金等の充当を認めるものは、原則として会場使用料、資料作成経費、役務費とする。
- (2) 会議費のなかに反省会、懇親会等の名目で補助金等を充当することは、認めない。
- (3) 会議費等において「監査に際し」として食糧費的支出をしている団体が見受けられるが、補助金充当は認めない。

#### 2. 事務費

(1) 交際費(事業費に区分する場合も同様)

- ①補助金等を交際費に充てることは、認めない。
- ②被補助団体において慶弔費に補助金等を充当することは、認めない。また、団体構成員間の相互互助を目的とする事業が必要であれば、別会計において会費により処理すること。

(2) 旅費(事業費に区分する場合も同様)

- ①団体の事務、事業執行に伴う交通費への補助金等の充当は認める。ただし宿泊を伴う視察研修費については、市会計予算方針に準じて視察及び視察地の必要性と客観性、視察の計画的実施(隔年又は数年間隔)を前提に補助金等の充当を認めるが、宿泊費については認めないことを原則とする。

(3) その他の費用

- ①需要費(食糧費を除く)、役務費、備品購入費等の事務執行上必要な経費については、補助金等の充当を認める。ただし、備品については必要性の検討を十分に行うこと。
- ②食糧費への補助金等の充当は原則認めない。

#### 3. 事業費

- (1) 事業費については、団体の補助要綱等に定められた目的であって、市の補助金等の交付目的に合致するものであれば、補助金等の充当を認める。
- (2) 事業費として団体内部の構成員に各種手当、報酬、報償等で現金等を支給している団体があるが、このような経費に補助金等を充当することは認めない。ただし、法等の定めに基づき支給される場合は除く。
- (3) 視察研修については、旅費、役務費、使用料等の内訳を示し、その上で補助対象経費に充当する。視察研修=事業費=補助対象とはしないこと(旅費説明参照)。
- (4) 被補助団体が他の団体に補助金、負担金(寄附金を含む)等を支出するために市の補助金等を充当することは認めない。ただし、同団体が事業目的を達成するために必要な上部団体への負担

金については、市予算編成ヒアリングにおいて審査する。審査時には負担金受入団体の決算関係書類を用意すること。

## 補助金等調書

番号		担当課名		補助開始年度		
補助金等の名称						
交付要綱等の名称		終了年限の有無 (無・有 (平成 年度廃止予定))				
要綱に規定する 交付対象者						
団体に対して補助 金を交付している 場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉と する。)		設立年月日	構成人数		
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・無) 有の場合は、類似団体数 ( )					
	市の施策に対する貢献内容					
助成 団体 等 の 状 況	区分		前年度決算額	現年度決算見込み	翌年度要求予定額	
	歳 入	市補助金				
		内 訳	国庫補助金			
			県補助金			
			その他			
			一般財源			
	会 費					
	事業収入					
	その他					
	合 計					
	歳 出	人件費				
		事務費				
		事業費				
		その他				
		合 計				
	翌年度繰越金					
	補助制度内容 (下部組織等の 配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ			

<p>補助制度の目的、効果、公益性</p>	<p>目的、実績及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)</p>
<p>担当課の判定</p>	<p>①拡大して継続 ②現状維持で継続 ③縮小して継続 ④整理統合 ⑤廃止</p>